

隠 総 発 第 1 6 4 号  
令和 6 年 11 月 7 日

隠岐の島町特別職報酬等審議会

会長 鳥井 登 様

隠岐の島町長 池田 高世 偉



### 町長等の報酬及び期末手当等について（諮問）

特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定により、町長、副町長及び教育長並びに議会議員（以下「町長等」という。）の報酬及び期末手当等について、貴審議会の意見を求めます。

### 記

#### 1. 諮問の趣旨

町長が、町長等の報酬に関する条例を町議会に提出する場合は、特別職報酬等審議会にあらかじめ意見を聞くこととなっており、平成 16 年の町村合併後、数回に渡り本審議会に諮問し、その答申結果に基づき報酬額を決定してまいりました。

このような経緯を踏まえ、昨今の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など、行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の町議会議員報酬および町長等の期末手当支給月数が適正か否かについて、ご審議いただきますようお願いいたします。

#### 2. 諮問の内容

##### （1）町議会議員報酬の引き上げについて

次期改選（令和 7 年 5 月）より、議員定数が削減（▲2 名）されることにより、議員一人一人の活動量と負担が大きくなることが予想されます。また、全国的に諸物価の高騰と、賃金を引き上げる傾向が見られます。あわせまして、近隣自治体においても、「なり手不足の解消」や「多様な人材の確保」を目的に議員報酬を引き上げる傾向がみられることから、議員報酬を 20% 引き上げたいと考えております。

なお、議員報酬につきましては、町村合併以降 20 年間据え置かれていることを申し添えます。

(2)町長等の期末手当支給月数について

令和 4 年度に開催した特別職報酬等審議会において、「町長等の期末手当の月数は、町村合併時における町長等の期末手当と一般職員の一時金(期末手当+勤勉手当)との月数の差を基本とすることが妥当である」との答申をいただきました。

その後、令和 5～6 年度におきましても、昨今の諸物価高騰等の影響で一般職員の一時金支給月数は 0.2 月引き上げられておりますが、町長等の期末手当支給月数は据え置かれており、現行の支給月数につきまして、適正か否かご審議いただきますようお願いいたします。

3. 参考)現行の町長等の報酬及び期末手当等

| 区 分                        | 役職  | 給料額       | 期末加算率 | 期末手当支給月数                            |
|----------------------------|-----|-----------|-------|-------------------------------------|
| 町長、副町長及び教育長の給料額（月額）及び期末手当等 | 町 長 | 740,000 円 | 15%   | 3.30 月<br>6 月：1.65 月<br>12 月：1.65 月 |
|                            | 副町長 | 629,000 円 |       |                                     |
|                            | 教育長 | 555,000 円 |       |                                     |
| 町議会議員の報酬額（月額）及び期末手当等       | 議 長 | 297,000 円 | 10%   | 3.30 月<br>6 月：1.65 月<br>12 月：1.65 月 |
|                            | 副議長 | 246,000 円 |       |                                     |
|                            | 議 員 | 205,000 円 |       |                                     |